

行政法特殊研究

選択 2単位

1. 授業の概要(ねらい)

地方自治における課題に関する博士論文を執筆するためのアドバイス、進捗状況のチェックその他の研究指導及び支援を行う。

2. 授業の到達目標

地方自治における課題及び地方自治に関する法について高度な知識を有し、博士論文の作成に生かすことができる。

3. 成績評価の方法および基準

毎回の報告等の内容及び課題への研究の取り組み状況によって評価を行う。

4. 教科書・参考文献

教科書

研究の進捗状況により適宜指示する。

5. 準備学修の内容

関係資料の収集とその読み込みを精力的に行うとともに、新聞記事等により現実の動向を把握することにも留意すること。

6. その他履修上の注意事項

論文の構成、論理を良く考えること。視野を広く、しかし、論文の的を絞っていくことも大切である。

7. 授業内容

- 【第1回】 ガイダンス——2020年度の研究計画をチェックし、確認する。
- 【第2回】 「道州制論議の再整理」の論文作成を指導する(1)。
- 【第3回】 「道州制論議の再整理」の論文作成を指導する(2)。
- 【第4回】 「道州制論議の再整理」の論文作成を指導する(3)。
- 【第5回】 「広域行政の実態」の論文骨子を検討する。
- 【第6回】 「広域行政の実態」に関する調査研究の報告に基づき指導する(1)。
- 【第7回】 「広域行政の実態」に関する調査研究の報告に基づき指導する(2)。
- 【第8回】 「広域行政の実態」に関する調査研究の報告に基づき指導する(3)。
- 【第9回】 「広域行政の実態」の論文執筆を指導する(1)。
- 【第10回】 「広域行政の実態」の論文執筆を指導する(2)。
- 【第11回】 「広域行政の実態」の論文執筆を指導する(3)。
- 【第12回】 「諸外国における広域行政」の論文骨子を検討する。
- 【第13回】 「諸外国における広域行政」に関する調査研究の報告に基づき指導する(1)。
- 【第14回】 博士論文の核となる部分の論文作成を指導する(1)。
- 【第15回】 博士論文の核となる部分の論文作成を指導する(2)。
- 【第16回】 「諸外国における広域行政」に関する調査研究の報告に基づき指導する(2)。
- 【第17回】 「諸外国における広域行政」の調査研究の報告に基づき指導する(3)。
- 【第18回】 「諸外国における広域行政」の論文作成を指導する(1)。
- 【第19回】 「諸外国における広域行政」の論文作成を指導する(2)。
- 【第20回】 「諸外国における広域行政」の論文作成を指導する(3)。
- 【第21回】 博士論文の取りまとめを指導する。
- 【第22回】 博士論文の構成・内容等の再検討を行う。
- 【第23回】 博士論文の核となる部分の論文の再検討を行う。
- 【第24回】 博士論文の核となる部分の論文の確認を行う。
- 【第25回】 「我が国の広域行政のあり方」に関する補足調査の報告に基づき指導する(1)。
- 【第26回】 「我が国の広域行政のあり方」に関する補足調査の報告に基づき指導する(2)。
- 【第27回】 「我が国の広域行政のあり方」に関する補足調査の報告に基づき指導する(3)。
- 【第28回】 博士論文の構成・内容等の修正を指導する(1)。
- 【第29回】 博士論文の構成・内容等の修正を指導する(2)。
- 【第30回】 博士論文の構成・内容等の確認、意見交換を行う。